

防火管理の手引



醍醐消防分署

目 次

1	防火管理制度	1
	1. 防火管理の重要性	
	2. 防火管理とは	
	3. 防火管理者の選任が必要な対象物	
	4. 防火管理者の資格	
	5. 消防法施行令別表第一	
2	統括防火管理制度	3
	1. 統括防火管理の重要性	
	2. 統括防火管理の必要な対象物	
	3. 統括防火管理者と全体の消防計画	
3	防火対象物点検	4
	1. 防火対象物点検報告制度の概要	
	2. 防火対象物点検報告の必要な対象物	
	3. 基準適合と特例認定の表示	
4	消防用設備等の点検	5
	1. 消防用設備等の点検の重要性	
	2. 消防用設備等点検報告制度の概要	
5	通報要領	6
	1. 通報の重要性	
	2. 消防機関（119番）への通報	
6	初期消火	7
	1. 燃焼と消火の原理	
	2. 主な消火器とその特性	
	3. 消火器の操作方法	
7	消防訓練	8
	1. 消防訓練の重要性	
	2. 消防訓練の流れ	
8	京都市の火災	9
	1. 火災統計	
	2. 火災防止対策	

1 防火管理の重要性

毎年多くの火災が発生し、多くの尊い生命と貴重な財産を奪っていきます。過去の火災を見ると、日常の火気管理のまずさが原因で出火し、防火設備の不備、初期対応の不手際などから火災が拡大し、被害を大きくするケースが後を絶ちません。私たちの尊い生命と財産を守るためには、関係者が防火管理の重要性を十分認識し、防火管理が有効に機能するように体制の整備を図ることが、極めて重要なことなのです。



2 防火管理とは



防火管理とは、火災の発生を未然に防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、「火災のときはどうしたらよいのか」、「火災を防ぐために、普段、誰が何をするのか」等を消防計画に具体的に定め、日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火、通報及び避難の訓練などを行うものです。建物の所有者や各テナントの代表者などの管理権原者は、消防法により管理権原ごとに防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

3 防火管理者の選任が必要な対象物

防火管理者の選任が必要な防火対象物は、次のとおり、病院や工場、百貨店などの用途に応じ建物内に勤務する人や出入りする人の数（収容人員）により定められています。

（消防法第8条、消防法施行令第1条の2）

〔特定防火対象物〕

消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（6項口の用途が存するものは10人。）以上のものは、防火管理者を選任しなければなりません。

〔非特定防火対象物〕

消防法施行令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口及び（17）項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のものは防火管理者を選任しなければなりません。

〔新築工事中の建築物等〕

収容人員が50人以上のもののうち、次に該当するもの。

- ・ 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物
- ・ 延べ面積が50,000㎡以上の建築物
- ・ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の建築物
- ・ 建造中の旅客船で甲板数が11以上のもの

〔火災予防条例で定めるもの〕（火災予防条例第46条の2、第54条の5）

上記以外のもので、次に該当するもの。

- ・ 地下の車両の停車場
- ・ 地下の駐車場で、収容台数が30以上のもの
- ・ 収容台数が50以上の屋内駐車場
- ・ 延べ面積が3,000㎡以上の工場又は倉庫
- ・ 文化財保護法により重要文化財等に指定された建造物

4 防火管理者の資格

防火管理者は、防火管理業務の推進役としてその中核をなすため、防火管理に関する知識を持つ者で、かつ、組織において管理・監督的地位にある者でなければなりません。

(消防法施行令第3条、消防法施行規則第2条)

「防火管理に関する知識を持つ者」………

〔甲種防火管理者〕

1. 甲種防火管理講習の課程を修了したもの
2. 防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

〔乙種防火管理者〕

乙種防火管理者講習の課程を修了したもの

防火管理者選任資格区分

区 分	甲種防火対象物			乙種防火対象物		条例義務
用 途	特定用途	非特定用途	新築工事中の建築物	特定用途	非特定用途	
延べ面積	300 ㎡以上	500 ㎡以上		300 ㎡未満	500 ㎡未満	
選任資格	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者		

※6項口の用途が存する防火対象物は、面積にかかわらず選任資格は甲種となります。

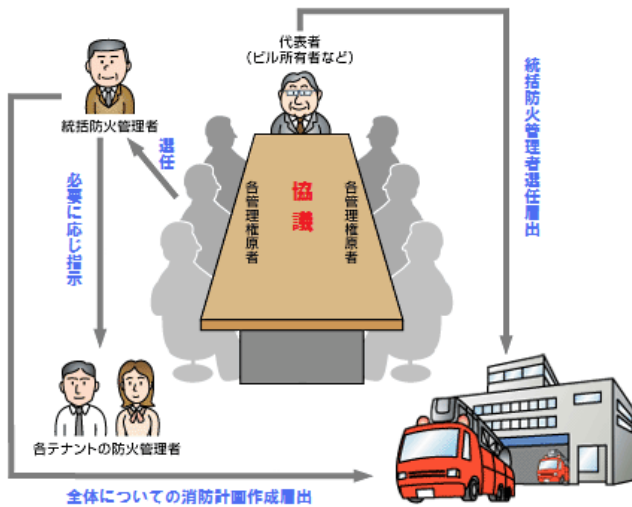
5 消防法施行令別表第一 ※ 一部省略しています。

1 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅
6 項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	社会福祉施設（主として火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する施設等）
	ハ	社会福祉施設（6項口以外の施設）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
7 項		小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
8 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10 項		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
11 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12 項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
13 項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14 項		倉庫
15 項		前各項に該当しない事業場
16 項	イ	1項～4項、5項イ、6項又は9項イが存する複合用途防火対象物
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物
16の2項		地下街
16の3項		準地下街
17 項		重要文化財、重要有形文化財建造物等
18 項		延長50m以上のアーケード
19 項		市長村長の指定する山林
20 項		総務省令で定める舟車

2

統括防火管理制度

1 統括防火管理の重要性



テナントビルなど複数の事業所が入る防火対象物は、事業所（管理権原の範囲）ごとに防火管理が推進されることとなりますが、各事業所が相互に連絡協力し合える体制がなければ、いざというときに混乱を招き、また、消防用設備等の維持管理や、共用部分の管理などに問題が生じる場合があります。こうしたことから、火災などが発生した際の混乱と惨事を防止するため、防火対象物全体の防火管理を統括する防火管理者を、各管理権原者があらかじめ協議して定め、一体的な防火管理を推進することが極めて重要であり、このように防火管理を一体的に行なうことを、統括防火管理といいます。

2 統括防火管理の必要な対象物

統括防火管理を行わなければならない防火対象物は、次のいずれかに該当するものです。
（消防法第8条の2，消防法施行令第3条の3）

- 高さ31mを超える高層建築物でその管理権原が分かれているもの
- 地下街でその管理権原の分かれているもののうち、消防長若しくは消防署長が指定するもの
- 消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる用途が存する防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上、かつ、収容人員が10人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（16）項口に掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（16の3）項に掲げる防火対象物で管理権原が分かれているもの

3 統括防火管理者と全体の消防計画

統括防火管理の必要な防火対象物の管理権原者は、防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の消防計画の作成、当該消防計画に基づく消防訓練の実施、避難上必要な施設の管理その他の防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。
（消防法施行令第4条の2）

防火対象物全体の消防計画には、次の事項を定めなければなりません。

（消防法施行規則第4条）

- 管理権原の範囲に関すること
- 防火管理上必要な業務の委託内容
- 消火、通報及び避難等の訓練の定期的な実施に関すること
- 避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、避難誘導に関すること
- 火災の際の消防隊に対する情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- その他、防火対象物全体についての防火管理に関し必要な事項

3

防火対象物定期点検

1 防火対象物点検報告制度の概要

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模な雑居ビルにもかかわらず、死者44名、負傷者3名を出す大惨事となりました。大惨事となった要因として、階段に多量の物品が置かれていたこと、避難誘導などの訓練が実施されていなかったこと、自動火災報知設備等の消防用設備が点検されておらず正常に作動しなかったことなど、日頃の防火管理の不備が挙げられます。このような防火管理の不備をなくすため、一定の防火対象物の管理権原者は、**防火対象物点検資格者**に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告しなければなりません。

2 防火対象物点検報告の必要な対象物

次に該当するものは、防火対象物の定期点検報告が1年に1回以上必要です。

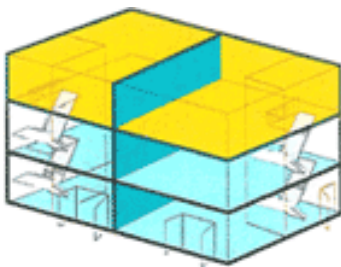
(消防法第8条の2の2、消防法施行令第4条の2の2)

点検が義務となる防火対象物	
防火管理者の選任が必要な特定防火対象物で、次の1及び2に該当するもの 1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（避難階は除く） 2. 階段が1つで、屋内階段のもの	特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの

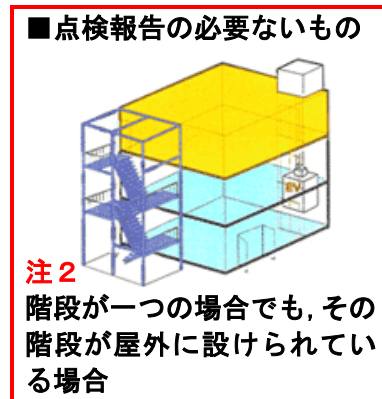
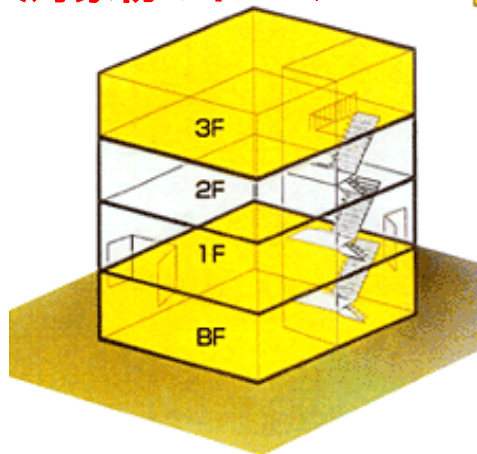
※特定防火対象物で収容人員が300人以上のものの防火管理者は、甲種防火管理再講習を5年に一度受講する必要があります。
(消防法施行規則第2条の3)

※点検報告が必要な防火対象物のイメージ

 特定用途に供される部分



注1
階段が2つある場合でも、**間仕切り等**により1つの階段しか利用できない場合



3 基準適合と特例認定の表示

火災予防について専門的な知識と経験をもつ「防火対象物点検資格者」が、防火管理の状況や消防用設備の設置など、火災予防上必要な事項を点検し、点検基準に適合している防火対象物には、「**防火基準点検済証**」を表示することができます。



一定の期間、火災予防に関する事項を適正に遵守していると消防署長に認められた防火対象物は、防火対象物定期点検報告の義務が3年間免除され、「**防火優良認定証**」を表示し、火災予防に関し優良な建物として、人々に周知することができます。



1 消防用設備等の点検の重要性

消防用設備等は、水道や電気などと違い普段は使わないので、設備が古くなって故障しても点検しないと見つけれられません。もし、火災が発生したとき、消防用設備等が故障していて有効に作動せず、また、使用できなかったりすると、大きな被害を招く結果になります。

こうしたことから、消防法では、消防用設備等の定期点検とその結果の消防署長への報告が義務付けられています。

(消防法第17条の3の3)



2 消防用設備等点検報告制度の概要

点検報告義務のある人は………

消防法令により消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）です。

点検をする人は………

次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、消防設備士又は消防用設備等点検資格者に点検させなければなりません。その他のものにあっては自らが点検することができます。

(消防法施行令第36条、昭和60年12月26日京都市消防局告示第2号)

- ① 延べ面積が1,000㎡以上のもの
- ② 特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、階段が1つのもの
(※ **3** の2の点検報告が必要な防火対象物のイメージ参照)

点検の内容及び期間は………

区 分	期 間	点 検 の 内 容
機器点検	6 月	消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を、点検基準に従い点検します。
総合点検	1 年	消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い点検します。

(平成16年5月31日消防庁告示第9号)

点検報告の方法は………

点検者は、点検した結果を詳細に点検票に記載し、所有者・管理者・占有者へ提出します。点検票は、防火管理者、立会者の方も記載内容を確認する必要があります。

消防署長への報告は、消防用設備等点検結果報告書に最新の総合点検の点検票を添付し、特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回提出します。

点検した結果は、維持台帳（検査済証、点検結果報告書の写し、消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいいます。）に記録しなければなりません。(消防法施行規則第31条の6)

1 通報の重要性



京都市消防指令センター

消防機関への通報は、火災の内容が十分に把握できない場合でも、まず通報し、状況が確認でき次第、随時情報を通報します。これは、通報によって消防隊の迅速な出動や、必要資器材の準備など火災やその他の災害態様に応じた適切な消防活動が行えるからです。このほかに、「上司の許可を得てから通報しよう」、「火災の状況を確認してから通報しよう」、「もうすでに誰かが通報しただろう」などの理由で通報が遅れ、被害を拡大させてしまった事例もあります。したがって、消防機関に対する通報は、何よりも優先して行わなければなりません。

2 消防機関（１１９番）への通報

火災を発見したとき、又は発見者より通報を依頼されたときは、直ちに消防機関（１１９番）へ通報しなければなりません。通報は、慌てず、プッシュボタンを確実に押して、次の通報内容を正確に伝えてください。

- ① 事故の種別（火災又は救急）
- ② 所在地
- ③ 建物の名称
- ④ 火災の状況（出火位置、燃焼物、逃げ遅れの有無等）
- ⑤ その他

なお、内容を迅速、的確に通報するためには、電話の設置場所に「１１９番通報メモ」を提示しておくことが良い方法です。

※内線電話では、「０」発信（発信音の確認）に注意が必要です。

※携帯電話を使用の場合は、その場を移動せず、市町村名から通報してください。

１１９番通報メモ

※コピーして使用してください。

①火事か、救急か	火事です ・ 救急です		
②場所は	京都市	区	
建物名称			
③目標となるものは（〇〇小学校の前、〇〇交差点の近くなど）			
目標は、	です。		
④燃えているもの（救急なら誰がどのような状態か）			
（火災のとき）			が燃えています。
（救急のとき）	（誰）	が	（状態）
⑤通報者の連絡先			
電話番号	（	—	—
携帯電話の番号	（	—	—

1 燃焼と消火の原理

物が燃えるには、**可燃物**と**酸素**が必要で、これに**熱**が加わると、可燃物が分解して可燃性のガスが発生（以下「**化学反応**」という。）します。そのガスに着火して物が燃えだし、物が燃えることによって、それ自体が熱を供給し化学反応が継続します。この**可燃物**、**酸素**、**熱**及び**化学反応**を燃焼の**四要素**といい、このうち一つでも欠けると燃焼は起きず、また継続もしません。消火の原理は、燃焼の原理の裏返しで、燃焼の四要素のうち、1つ以上を取り除くことで消火できます。消火方法は以下の方法に分類できます。

- ① **冷却消火**：水を掛けるなどにより、燃えている物から熱を奪います。
- ② **窒息消火**：不燃性ガス、泡などにより燃焼物の表面を覆い、酸素の供給を断ちます。
- ③ **除去消火**：燃焼していない可燃物を除去し、燃焼の拡大を抑えます。
- ④ **希釈消火**：不燃性ガス(CO²等)により、可燃性ガス及び酸素濃度を下げて消火します。
- ⑤ **負触媒消火**：化学反応を抑制するハロゲン化物などにより、燃焼の継続を断ち切ります。

2 主な消火器とその特性



【粉末消火器】

火災の抑制作用に優れ、消火適応性が広い。しかし、冷却効果や浸透性がないので、再出火に注意が必要です。また、粉末により、視界がさえぎられ、消火活動の障害となる場合があります。

液体の消火器（強化液・泡等）との併用がお勧めです。



【強化液消火器】

冷却、窒息及び抑制作用により消火します。再出火防止及び火災の抑制に優れるほか、放射時間が長い、視界が確保できるなどの特性があります。

霧状放射のもの以外は、感電の危険があるので、適応火災表示に注意してください。



【泡消火器】

冷却及び窒息作用により消火します。泡で表面を覆うことから、再出火防止に優れます。放射距離及び放射時間が長い、視界が確保できるなどの特性があります。感電に注意するほか、転倒により容易に発泡することから、設置場所にも注意が必要です。



普通火災



油火災



電気火災

【適応火災表示】

普通火災 木製品、紙、繊維製品、ゴム、合成樹脂類などの火災
油火災 引火性油類、同植物油類などの火災
電気火災 電線（通電中のもの）などの火災

3 消火器の操作方法



搬送
(下のレバーを持つ)



安全栓を抜く



ノズルを火元に向け



レバーを強く握る

1 消防訓練の重要性



自衛消防活動は、火災発生時に、被害が大きくなるか小さくてすむかを決める重要な要素です。火災のように緊迫した状況下では、どんなに冷静沈着な人でも、普段やったこともないような行動を適切にとれるわけがありません。だからこそ、普段から訓練を実施し、頭だけで理解するのではなく、身体で覚えることが大切なのです。このため消防法では、防火管理者の選任が必要な防火対象物に、消防計画に

基づく消火、通報及び避難の訓練を実施するよう定めています。このうち特定防火対象物は、消火及び避難の訓練を年2回以上実施し、訓練を実施する場合には、あらかじめ消防機関に通報しなければなりません。

(消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条)

2 消防訓練の流れ

あなたの事業所でも、下の図を参考に、消防訓練を実施しましょう。

- 1 自動火災報知設備が作動したら、受信機の地区灯点灯箇所及び警戒区域図で機器が作動した場所を確認します。放送設備等を活用し、建物内にいる人に、作動場所を周知するとともに、速やかに119番通報します。

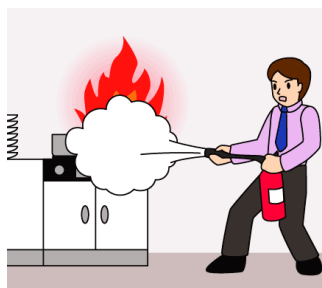
火災受信所



- 2 五感を活用して、自動火災報知設備の作動場所を確認します。火災を発見したら、大きな声で火災の発生を周囲の人に知らせます。携帯電話等を活用して、再度119番通報し、出火場所等を伝えます。



- 3 水バケツ、消火器又は屋内消火栓設備を活用して、消火活動を実施します。
(炎が天井まで達すると、火災は急激に拡大するので、速やかに避難してください。)



- 4 消火を断念し避難する時は、火災の拡大を防止するため、出火室の扉を閉めます。
(避難する時には、出火室に逃げ遅れた人がいないか、確実に確認してください。)



- 5 排煙設備(排煙窓)を起動し、避難の妨げとなる煙を屋外に排出します。建物内にいる人を、屋外等の安全な場所まで誘導します。



- 6 避難が完了すれば、安全な場所で、避難状況(逃げ遅れや負傷者の有無)を確認します。消防隊が到着したら、出火場所や逃げ遅れ、負傷者の有無を報告します。



1 火災統計



京都市内の年間火災件数は、昭和 30 年の 756 件をピークに 20 年連続して減少し、昭和 50 年以降は 220 件前後で推移していました。平成に入り、放火火災の多発などにより火災は急激に増加し、毎年 300 件を超える火災が発生していましたが、平成 15 年に減少に転じ、平成 22 年の火災件数は過去最少の 170 件でした。

主な火災原因は、放火（疑い含む。）が昭和 51 年以降毎年トップとなっているほか、たばこ、天ぷらなべ、こんろ、コードが毎年上位を占めています。

火災による死者の約 7 割が高齢者であり、原因別では、たばこ火災による死者が高い率を占めています。

2 火災防止対策



【放火火災】 『放火防止五箇条』を実践しましょう。

- ・ 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ・ 夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ・ 空き家、物置には鍵を掛けましょう。
- ・ 車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくい物を使いましょう。
- ・ 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう



【たばこ火災】

- ・ 「寝たばこはしない、させない」を徹底する。
- ・ 歩きたばこはしない。
- ・ 吸い殻は必ず灰皿に捨てる。
- ・ 灰皿に水を入れておく。
- ・ 灰皿に吸い殻をためすぎない。

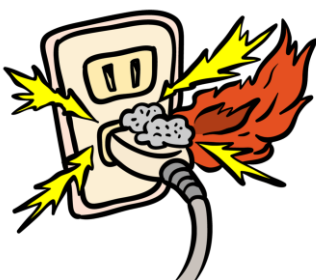


【天ぷらなべ火災】

- ・ 調理中にキッチンを離れるときは、必ず火を消す。
- ・ こんろの周りに燃えやすい物を置かない。
- ・ こんろやその周囲はいつも清掃しておく。

【電気火災】

- ・ 電気器具は使用上の注意をよく読んでから使う。
- ・ 電気コードはカーペットや家具の下敷きにしない。
- ・ たこ足配線はしない。
- ・ コンセント周りにほこりをためない。
- ・ 使わない器具はコンセントからプラグを抜く。
- ・ プラグ、コードなどの表面が過熱しているときは、プラグをコンセントから抜き、専門家に点検を依頼する。



消 防 関 係 の お 問 合 せ は

消火器などの消防用設備等に関すること

(一社) 京都消防設備協会

☎ 231-7601

京都市中京区寺町通二条下ル妙満寺町450 京都共済消防会館4階

危険物取扱者の講習等に関すること

京都市危険物安全協会

☎ 241-0623

京都市中京区寺町通二条下ル妙満寺町450 京都消防共済会館4階

防災物品等に関すること

(公財) 日本防災協会京都事務所

☎ 353-4675

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町391番地 第10長谷ビル9階

危険物取扱者や消防設備士の資格等に関すること

(一財) 消防試験研究センター京都府支部

☎ 411-0095

京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2 京都府庁西別館3階

防災体験や応急手当の講習に関すること

京都市市民防災センター

☎ 662-1849

京都市南区西九条菅田町7 (国道1号線十条上ル東側)

防火・防災の相談に関すること

消防の相談電話

☎ 231-5000

京都市醍醐消防分署

☎ 571-0474

申請・届出用紙のダウンロード

京都市消防局ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/index.html>